

# 豊新地域活動協議会規約

制定：2013年2月3日

施行：2013年2月3日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、豊新地域活動協議会、(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、東淀川区豊新4丁目18番9号「豊新老人憩の家」とする。

(活動区域)

第3条 本会の活動区域は、豊新小学校通学区域内の東淀川区豊新1丁目～5丁目とする。

(目的)

第4条 本会は、豊新地域を誰もが安全で安心な『すみよい町づくり』にしていくため、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、住民共同参画の方向で推進することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域コミュニティの活性化に関すること。
- (3) 地域の防災、防犯等安全に関すること。
- (4) 地域福祉や住民の健康づくりに関すること。
- (5) 基本的人権を尊重した、子どもの健全育成・子育て支援と不登校や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習に関すること。
- (7) 環境浄化と美化に関すること。
- (8) 地域の各種団体、学校、及び福祉施設等との連携に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

なお、次の活動は行わないものとする。

- ① 営利を目的とする活動。
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動。
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動。
- ④ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

## 第2章 構成

### (構成)

第6条 本会は、豊新地域活動協議会規約（以下、「本規約」という。）に定める地域まちづくりのために活動を行うことに関心を有する地域住民、又は地域団体で、本会の趣旨に賛同するものを以て構成する。

2 構成団体・委員会等は、別表－1に定める。

## 第3章 組織

### (組織)

第7条 本会は、運営委員会、部会、及び実行委員会より組織する。

運営委員会は、本会役員、各部会役員、及び実行委員会代表（以下、「運営委員会」という。）を委員として組織する。

2 委員は、本会に所属する各種団体、委員会、及びボランティアから選出する。

3 本会は、事務局を設置する。

会長が運営委員会の議決を経て、事務局長、事務局次長、専任事務担当者（有償）、及び施設管理責任者を委嘱する。

## 第4章 役員・会議体

### (役員及び監事)

第8条 本会は、次の役員、及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

#### (1) 常任理事

会 長	1名	・ 副 会 長	若干名
書 記	1名	・ 副 書 記	若干名
会 計	1名	・ 副 会 計	若干名
事 務 局 長	1名	・ 事 務 局 次 長	若干名
部 会 長	若干名		
監 事	2名以上		

#### (2) 理 事

各部会の役員（部会長を除く）、及び実行委員会（専門部会）代表者で組織する。

### 2 会議の構成

(1) 役員会は、会長、副会長、会計、書記、事務局で組織する。

必要に応じて会議を開催する。会議は会長がこれを招集し、議長を務める。

(2) 部会長会議は、常任理事で組織する。

(3) 運営委員会は、常任理事、及び理事で組織する。

### (役員等の選任)

第9条 役員等は、運営委員会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼務することは出来ない。

3 顧問、相談役は、運営委員会の議決を経て置くことが出来る。

(役員等の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
- 3 会計は、本会の資産、及び会計の事務を処理する。
- 4 副会計は、会計を補佐し、会計不在の時は職務を代行する。
- 5 書記は、本会の議事進行、及び議事録を作成する。
- 6 副書記は、書記を補佐し、書記不在の時は職務を代行する。
- 7 監事は、本会の会計、及び役員の仕事執行を監査し、運営委員会に報告する。
- 8 顧問、相談役は、会長の諮問に応ずる。
- 9 事務局長は、本会の専任事務担当、及び施設管理責任者を統括する。
- 10 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の時は職務を代行する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長の再任は、初年度を含め原則3期(6年)とする。
- 4 役員任期は、原則75歳とする。但し運営委員会の決議を経た場合は、2年更新で延長を認める。
- 5 役員は、第8条に定める定数に足りなくなった時は任期満了、又は辞任した後も新たに選任されるものが就任するまでは、なお役員の仕事義務を有する。

(役員解任)

第12条 役員は、次のいずれかに該当するときは、運営委員会の決議により解任することができる。但し、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 役職上の仕事義務に違反したとき。
- (2) 役員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の障害のため役職に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会の議決事項)

第13条 運営委員会は、本会の最高決議機関であり、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算、事業計画、決算、及び実績報告に関する事項。
- (2) 役員等の選任に関する事項。
- (3) 豊新地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項。
- (4) 規約に関する事項。
- (5) 部会の設置に関する事項。
- (6) その他、会務上必要な事項。

(運営委員会の開催)

第14条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第15条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第16条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第17条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第18条 運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、定足数、及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第19条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時、及び場所。
- (2) 運営委員の現在数、及び出席者数（書面表決者、及び表決委任者を含む）。
- (3) 開催目的、審議事項、及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要、及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

議事録は、議長、及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印するものとする。

## 第6章 部 会

(部会の設置)

第20条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

2 部会長会議は、2ヶ月に1回実施することができる。

3 部会長会議の議長は、会長がこれにあたる。

4 部会長会議は、部会長会議委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

5 部会長会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(部会の組織)

第21条 部会は、それぞれ当該各号に定める事業、及び実行委員会を統括する。

- (1) 安全・安心に関する事業

- (2) 社会福祉・更生に関する事業
  - (3) 青少年育成に関する事業
  - (4) 地域コミュニティに関する事業
- 2 各部会は、事業毎に実行委員会を組織することができる。  
但し、部会長会議の承認を経ることとする。
- (1) 各部会に、部会長1名、副部会長、部会会計、及び書記を置くことができる。
  - (2) 各部会長は、必要に応じ実行委員会を招集し、部会長がその会の議長にあたる。
  - (3) 実行委員会は、各委員会の事業の実務を行う。
  - (4) 部会を横断的に実施する事業は、部会長会議で調整を行う。
  - (5) 各部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職を代行する。

## 第7章 事業計画・予算・会計

### (事業計画及び予算)

- 第22条 本会の事業計画、及び予算は、第20条に定める部会長からの報告をもとに、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 部会長は、部会の事業計画案、及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 その案を作成にあたり事務局、会計、及び書記は会長を補佐する。

### (事業報告及び決算)

- 第23条 本会の事業報告、及び決算は、第20条に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
- 2 部会長は、部会の事業報告案、及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

### (会計帳簿の整備)

- 第24条 本会は、会計の透明を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

### (事業年度)

- 第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 情報の開示

### (情報の公開)

- 第26条 活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。  
但し、個人情報保護に関する情報については、その部分を区分し、除外することができる。

2 情報公開する事項を次に定める。

- (1) 運営委員会の議事録
- (2) 本会の事業報告、及び収支決算報告書、会計帳簿
- (3) 本会の事業計画、及び予算案
- (4) 監事による監査結果

## 第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第27条 本会の活動において、収集した情報、及び保有する個人情報について、管理体制を厳重にし、適正に取扱うこととする。

2 個人情報を収集するにあたっては、その収集目的を明確にし、その目的達成に必要な範囲において、適法且つ適正な手段で収集するものとし、偽りその他不正の手段により個人情報を収集してはならない。

3 本会が収集した個人情報について、あらかじめ情報主体の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用してはならない。但し、次に掲げる場合についてはこの限りでない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。

## 第10章 雑 則

(規約の変更)

第28条 この規約は、運営委員会において、議決を経なければ、変更することが出来ない。

(委 任)

第29条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別途定める。これを変更する場合も同様とする。

(附則)

第30条 この規約は、(平成25年)2013年2月3日から施行する。

- 2 本会発足当初の役員の任期は、第11条第1項の規程にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までとする。

## 別表－ 1

## 「豊新地域活動協議会」構成団体一覧

No	団体名・委員会名	No	団体名・委員会名
1	地域社会福祉協議会	26	連合振興町会
2	地区保護司会	27	連合防犯部・防犯協会豊新支部
3	地区民生委員協議会	28	防災リーダー・連合災害救助部
4	人権啓発推進協議会	29	連合女性部・女性防火クラブ
5	更生保護女性会	30	体育厚生協会
6	ネットワーク委員会	31	子ども安全見守り隊
7	老人クラブ連合会	32	青色防犯パトロール隊
8	子供会	33	地域ゆめ・まち会議
9	青少年指導員会	34	施設管理責任者(豊新憩の家)
10	青少年福祉委員会	35	施設管理責任者(豊新福社会館)
11	スポーツ推進委員会	36	施設管理責任者(豊新会館)
12	少年補導員会	37	豊新商店会
13	大阪市立豊新小学校PTA協議会	38	上新庄南商店会
14	高齢者食事サービス委員会	39	社会福祉法人 ワークセンター豊新
15	豊新おやこひろば	40	社会福祉法人 あすわーく
16	社会を明るくする運動実施委員会	41	学童保育 麦の子クラブ
17	健康づくり推進協議会(あじさいの会)	42	公園愛護会(六原公園)
18	食生活改善推進員協議会(五十三会)	43	公園愛護会(豊北公園)
19	大阪市立豊新小学校 校長	44	公園愛護会(多幸公園)
20	小学校区教育協議会－はぐくみネット－	45	公園愛護会(かぶと公園)
21	豊新小学校校区 生涯学習ルーム運営委員会	46	児童遊園運営委員会(第七)
22	豊新小学校校区 いきいき活動実行委員会	47	児童遊園運営委員会(アポロ)
23	豊新小学校 体育施設開放事業運営委員会	48	花と緑のまちづくり推進委員会
24	大阪市立東淀中学校 校長	49	ふれあい喫茶ひまわり代表
25	東淀中学校校区青少年育成連絡協議会	50	